



架空請求にご用心!

利用していない「出会い系サイト」
アダルト番組情報料」「講座受講料」
「レンタル料」「サイト登録料」、借り

た覚えのない「借金」などを請求されたという相談が、全国各地で大変多く寄せられています。

これらは、請求を受けた人や家族が、「利用した事業者からの請求と勘違いして」請求の文面を見て、関わりたくないと思って「事業者に連絡し、だまして請求額を振り込ませることをねらったもの」です。

身に覚えのない請求を受けた時は
どうすればよいのでしょうか。

◎絶対に支払ってはダメ、無視すること!

「不安になったり」「関わりたくない」と思い一度払ってしまったと、「だまされやすい人」として次々と同じ手口でお金をむしりとられてしまいます。

◎連絡するように書いてあっても決して連絡をとらなさい

消費生活メモ

古くなった消火器の取り扱いにご注意ください。

昨年の9月には、腐食した消火器が破裂し負傷したと見られる事故が発生しました。このような事故を防止するため、次の事項についてご注意をお願いします。

- ・事故が起きた消火器は、底が激しく腐食していました。風雨にさらされる場所や湿った場所に置かないようにしてください。
- ・さびの発生が見られる消火器は、薬剤を放射する際に容器破裂するおそれがありますので、使用しないでください。
- ・不用になった消火器は専門業者、購入した業者または取り扱いメーカーに処分を依頼してください。
- ・処理を依頼する専門業者に関する情報は、(株)消火器リサイクル推進センターホームページをご覧ください。

(株)消火器リサイクル推進センター
<http://www.ferpc.jp/>

連絡することで、請求に対して動揺していると判断され、執拗に請求が繰り返されることも多いようです。また、今知られている以上の個人情報を知られてしまい、請求がエスカレートする可能性もあります。

まず請求先は自分が利用したサイトか確認しましょう。
無料分しか使用していなければ支払う必要はありません。き然と支払いを拒否しましょう。
規約にしっかりと料金が明示されていたのなら支払いは拒否できないと思われれます。しかし、「クリックすれば有料の申し込みになることを明確に表示」などの措置を講じていない場合は、錯誤による無効を主張できます。(電子消費者契約法)

◎電話で請求を受けたら...
「支払いません」とはっきり拒否し、すぐに電話を切りましょう。住所・氏名・勤務先などの個人情報情報は絶対に言わないようにしましょう。

◎警察にも相談をしましょう
悪質な取り立て(脅迫等)や、請求されるまま支払ってしまった場合などは警察にも相談しましょう。

◎「債権回収事業者」と名乗るところから請求があったら...
いきなり債権譲渡を受けたところからの借金返済請求はありませぬ(事前に債権者から、「○○に債権を譲渡します」という通知を受けていない請求は、正当な請求とは言えませぬ)。

有料サイト利用料等は債権回収会社は回収できません。債権回収会社が回収できるのは「特定金銭債権(金融機関等の貸し付け債権)に限られており、有料サイト等の利用料は該当しません。



身に覚えのある場合でも請求の無効を主張できる場合もあります。

①「有料サイトに接続した。実は使ってしまった」けれど払わないとダメ? 出会い系サイトの無料ポイント分は使った。

規約を読まずに利用したが、後日確認すると「有料」と書いてあった。

◆問い合わせ先

住民課 生活環境交通担当
☎ 65778 有線 7784
滋賀県消費生活センター
☎ 0749-23-0999

自分が支払うべき請求なのか冷静に判断しましょう